

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための
金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するため、金融機関等の資本の増強に関する措置等の期限延長を行う必要があるため、金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正することとする。

一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部改正

1. 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正

金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を平成 34 年 3 月 31 日まで延長することとする。

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 3 条、
第 15 条第 1 項・第 2 項、第 26 条、第 34 条の 2 関係)

2. 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正

金融機関等が経営基盤強化に関する計画を主務大臣に提出する期限を平成 34 年 3 月 31 日まで延長することとする。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第 3 条関係)

3. 保険業法の一部改正

生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置を平成 34 年 3 月 31 日まで延長することとする。

(保険業法附則第 1 条の 2 の 14 第 1 項関係)

4. 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正

(1) 会員等からの株式等の買取り等の期限の延長

銀行等保有株式取得機構が行う会員等からの株式等の買取り等の期限を平成 34 年 3 月 31 日まで延長することとする。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第 38 条第 1 項・第 3 項、
第 38 条の 2 第 1 項・第 3 項、第 38 条の 5 第 1 項、第 38 条の 6 第 1 項関係)

(2) 銀行等保有株式取得機構の存続期限の延長

銀行等保有株式取得機構の存続期限を平成 44 年 3 月 31 日まで延長することとする。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第 19 条第 2 項第 1 号関係)

二 その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

(附則第1項関係)

2. 経過措置等

所要の経過措置等を定めることとする。

(附則第2項～第4項関係)